

場内取締要領

函館市水産物地方卸売市場内（以下「市場内」という。）の秩序の保持等については、函館市水産物地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第82条の規定のほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 禁止行為

市場内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の物品を窃取すること。
- (2) 暴行、傷害、詐欺、横領または脅迫等の行為をすること。
- (3) 他人の売買取引を故意に妨害すること。
- (4) ごみ類を持ち込、投棄すること。
- (5) 建物および器物を損傷すること。
- (6) 落書等により施設を汚損すること。
- (7) 許可なく市場施設にポスターおよびビラ等をはること。
- (8) 出入口、非常口、廊下、階段、通路等に通行の傷害となる器物を置くこと。
- (9) 許可なく「たき火」等をする事。
- (10) 危険物を持ち込み、または使用すること。
- (11) 市場内で洗車をする事。
- (12) 開場時間以外に無断で市場内に入出りする事。
- (13) 市場内の交通規制に違反すること。
- (14) その他前各号に類する行為または法令等に違反する行為をすること。

2 交通規制

前項第13号に規定する交通規制は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市場内においては、所定の場所に駐車しなければならない。
- (2) 市場内における車両制限速度は、時速20キロメートル以内とし、通行の安全を確認しなければならない。
- (3) 市場内を走行する車両は、駐車場を縦横断してはならない。
- (4) 市場内においては、みだりに警笛をならしてはならない。
- (5) 市場に入場する車両については、必要に応じて所定の登録等を指示することがある。
- (6) その他市場内の交通を阻害し、または法令に違反する行為をしてはならない。

附 則

- 1 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。